

令和3年度 定例監査結果報告書

監査の概要

福津市監査基準及び全国都市監査委員会が定める都市監査基準に準拠し、地方自治法第199条第4項の規定による定例監査を次のとおり実施した。

なお、全国都市監査委員会は、監査委員制度の円滑な運営と健全な発展を図ることを目的とした全国の市等の監査委員で構成される組織であり、監査委員が監査等を実施する際、その基本事項や監査の着眼点等をまとめた都市監査基準を定めている。

1 今年度の監査対象

- ◇ 総務部 総務課（選挙管理委員会を含む）、財政調整課、契約管財課、防災安全課、情報化推進課
- ◇ 市民部 市民課（津屋崎行政センターを含む）、保険年金医療課、税務課、収納課、人権政策課（福間会館を含む）、男女共同参画推進室
- ◇ まちづくり推進室
- ◇ 地域振興部 地域振興課、うみがめ課、農林水産課
- ◇ 農業委員会事務局

2 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ正確に行われているか、また、市の経営に係る事務の管理が合理的かつ効率的に行われているかに主眼を置き、リスクに応じた着眼点等も視野に入れ監査を実施した。

なお、監査を実施する前に、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、重点的な監査項目を設定した。

- (1) 委託料などの経費の積算は、事前に十分な精査が行われているか。
- (2) 切手やレターパックなどの郵券の保管・払出しは適正に行われているか。
- (3) 債権管理、債権回収は、関係法令等を遵守し適切に行われているか。
- (4) 随意契約は、地方自治法、市財務規則等関係法令を遵守し、適正に行われているか。
- (5) 補助金等は、補助金交付要綱等関係法令に基づき、適正に支出されているか。
- (6) 備品等の資産管理は、適切に行われているか。
- (7) 公印管理・使用は、適切に行われているか。
- (8) 各部の主要事業は、関係法令等に則り適切に執行されたか。またその事業効果は、当初の目標を達成しているか。

3 監査の主な実施内容

関係書類及び関係帳簿類を調査し、関係職員の説明を受けながら監査を実施した。

4 監査の実施場所及び期間

(1) 事務局による事前審査

令和3年10月1日から令和4年3月16日までの間、関係部署から提出された資料及び必要に応じ担当部署に求めた追加資料（関係帳票や証拠書類等）を監査室において監査事務局職員が事前審査した。また、資料等で確認できなかった内容については、関係部署職員の説明を聴取した。

なお、各部署別の実施期間は次のとおり。

- ①総務部 : 令和3年10月1日～令和3年12月23日
- ②市民部 : 令和3年10月26日～令和3年12月14日
- ③まちづくり推進室 : 令和3年12月1日～令和4年1月25日
- ④地域振興部 : 令和4年2月1日～令和4年3月17日

(2) 監査委員監査

令和3年10月22日、12月14日、23日、令和4年1月25日、3月17日、監査室において事前審査の結果を基に所管事務・事業に関する関係部署職員の説明を受けながら監査委員が監査を行った。

5 監査の範囲

令和2年度に執行された事務事業。ただし、必要と認めるときは、これ以外の期間についても監査の範囲とした。

6 監査の結果

対象の事務・事業は、上記のとおり監査した限りにおいて、関係法令に適合し適正に執行され、最小の経費で最大の効果を挙げ、組織及び運営の合理化に努めているものと概ね認められたが、一部に次のとおり留意を要する事項が見受けられたので、早急に改善措置を講じられたい。

なお、措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、当該措置の内容を通知すること。

【指摘事項】

(1) 被保険者資格喪失に係る療養給付費の返還請求について【保険年金医療課】

被保険者資格喪失等による療養給付費の返還金請求事務において、調定が遅延しているものが見受けられた。

よって、事務処理マニュアルの作成をはじめ、国保連合会・医療機関等と連携を図りながら、返還金請求に係る収納事務等の適正化に努められたい。

(2) 水産施設に係る使用料徴収事務について【農林水産課】

プレジャーボート等の係留施設に係る水産施設使用料の徴収事務において、調定の遅延や滞納者への納付催告、滞納整理事務に不備な点が見受けられた。

よって、事務処理マニュアルの作成をはじめ、施設管理受託業者との情報共有を図りながら、調定・収納事務等の適正化に努められたい。

※ 上記のほか、事務処理上留意すべき点で軽微なものについては、別途、関係部署に措置を促した。